⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和５年３月20日まで。

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する場合には、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

⑹　本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

２　競争参加資格

下記に掲げる条件を満たしている単体資格者又は当該条件を満たしている者により構成される設計共同体による参加を認めるものとするが、設計共同体により参加を希望する場合は、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより大阪航空局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時までに大阪航空局の令和３・４年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」でＡ等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和２年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成24年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、下記のいずれかの要件を満たす業務の実績を有する者であること。（再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。

・業務：
同種業務：空港の環境計画に関する業務
類似業務：空港の計画に関する業務

⑺　配置予定管理技術者に対する資格等要件

本業務における配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

配置予定管理技術者と担当技術者は兼務できない。（但し、緊急時等やむを得ない場合の短期間を除く。）

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

設計共同体により業務を実施する場合は、配置予定管理技術者は代表たる構成員から配置する。

１）配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格を有するものであり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。

・技術士　総合技術監理部門（建設）港湾及び空港
・技術士　総合技術監理部門（建設）建設環境
・技術士　総合技術監理部門（環境）
・技術士　建設部門（港湾及び空港）
・技術士　建設部門（建設環境）
・技術士　環境部門
・国土交通省登録技術者資格※（施設分野：空港施設、業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（技術士部門と同様の部門に限る）

※「国土交通省登録技術者資格」とは、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録規程」（平成26年11月28日付国土交通省告示第1107号）に基づき、技術者資格登録簿に登録された資格をいう。

２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成24年４月１日以降に元請として完了した以下に示す同種又は類似業務の業務実績を有すること。

なお、同種又は類似業務の実績については、管理技術者だけではなく担当技術者として従事したものも認める（照査技術者として従事したものは認めない。）。また、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

・同種業務：空港の環境計画に関する業務
・類似業務：空港の計画に関する業務

３）直接的雇用関係　配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

⑻１）２⑺１）に掲げる要件を満たす照査技術者を本業務に配置できること。

２）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑼　大阪航空局が発注した「建設コンサルタント」（土木）の業務で、平成30年４月１日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。

⑽　資料に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

１）再委託の内容が主たる業務の場合。

２）業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

⑾　資料の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

１）資料の提出がない場合や内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

２）資料の各様式（業務実施体制、実施方針等及び評価テーマに対する技術提案）の注記に反する記載がされている場合。

⑿　競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⒀　入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

１）入札参加希望者は、「価格」及び「配置予定管理・担当技術者の経験及び能力」「実施方針等」「評価テーマに対する技術提案」「賃上げ実施の表明」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、３⑵の総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

３）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。